

令和5年度東条川二期農業水利事業
鴨川導水路改修（その2）工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	令和5年度 東条川二期農業水利事業 鴨川導水路改修（その2）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、鴨川導水路の補修を行うものである。	
2. 工事場所	兵庫県 加東市 秋津地内	
3. 工事概要	・補修延長 NO. 154+12.400～NO. 196+18.332 L=804m ① 表面被覆工 4914 m² ② 補修工 1 式 ③ 附帯施設工 1 式 施設概要は次の通り。 （1）鴨川導水路 1号開渠 L=738m （2）鴨川導水路 水路橋 3 橋 L=66m （3）仮設工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責り行うものとする。 工 期：令和6年10月2日から令和7年3月25日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年10月1日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいます。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいます。	
2. 工程制限	鴨川導水路の令和6年度通水停止期間は、令和6年11月1日～令和7年3月15日を予定しており、本水路内への進入は令和6年11月1日から実施するものとする。 詳細な日程は別途監督職員から通知する。	
3. 施工制限	仮設ヤード2の別途監督職員が明示する範囲は、埋蔵文化財包蔵地であり、設計図書に示す造成前地盤及び範囲以外の現地盤以深の掘削を行ってはならない。	
4. 部分使用	本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により、次について部分使用する場合がある。 （1）部分使用範囲：水路工全体（通水部分） （2）目的：鴨川導水路通水のため	

項 目	内 容	備考												
	(3) 部分使用期間：令和7年3月15日～工事引渡し迄（予定）													
第4章 現場条件														
1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は、礫質土を想定している。													
2. 第三者に対する措置														
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。下表に示す構造物の取壊しは、低騒音・低振動の機種を使用するものとし、振動騒音対策として次の施工を行うものとする。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。													
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。													
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>仮設ヤード2</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材・土砂等搬入搬出時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	仮設ヤード2	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・土砂等搬入搬出時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考									
仮設ヤード2	1人/日	1名	昼間	無	工事資材・土砂等搬入搬出時									
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。また、仮設ヤード2については、ため池への管理用通路を兼ねているため、十分に注意しなければならない。													
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。													
(5) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。													
(6) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。													
(7) 営農対策	工事の施工にあたり、隣接農地における営農及び営農車両の通行に配慮しなければならない。													

項 目	内 容	備考																				
	また、仮設ヤード2については、ため池への管理用通路を兼ねており、2月下旬に行われるため池の草刈り時には、ヤード付近を通行できる状態にしておくこと。																					
3. 関係機関との調整	1) 仮設ヤード2について、当該地は保安林に指定されていることから、仮設ヤード撤去に際し植生工等追加を指示する場合がある。 2) 鴨川導水路は埋蔵文化財包蔵地に該当する箇所があるため、関係機関との立会等が生じた場合は対応すること。																					
4. 既設水路内運搬	本工事において、既設水路を運搬路として使用する場合は、既設水路に損傷を与えないようにしなければならない。また、既設水路内を運搬可能な最大荷重は25KN/㎡以下とする。 なお、受注者の責で施設等に影響を与えた場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。なお、復旧にあたっては長期間の使用に耐える材料で復旧を行うものとする。																					
5. 補修工の水路内進入	水路内進入は仮設ヤード2 からを見込んでいる。																					
6. 水路内運搬の安全措置	本工事の施工範囲内の水路には複数の床板等が設置されており、水路内運搬に際し、安全な作業空間の確保が困難な箇所が存在する。そのため、原則、搭乗型の車両系荷役運搬機械は使用しないものとするが、作業スペース、障害物、運搬機械の能力、荷の種類、形状に対して安全確保が可能な場合に限り、監督職員と協議するものとする。																					
第5章 指定仮設																						
1. 資材仮置場等	本工事で指定する仮設工は、工事数量表に示すとおりであるが、指定した仮設工を代替施工する場合には、施工計画書を提出し監督職員と協議するものとする。 1) 受注者は、別添「仮設撤去図」の仮設ヤードにおいて、資材仮置場を設置するものとする。 2) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 3) 受注者は、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。																					
2. 水替工	1) 各放流口において、土のう堰による既存放流口への排水を想定している。 <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>想定湧水量</th><th>排水方法</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1号開渠（4）～（8）</td><td>Qmax= 6 m3/h 未満</td><td>自然排水</td><td></td></tr></tbody></table> また、土のう堰の設置高さについては5年確率降雨(45mm/day)及び流域面積を基に計画、計上している。 <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>排水方法</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1号開渠（4）上流</td><td>自然排水</td><td>土のう F（H=520mm）</td></tr><tr><td>1号開渠（4）下流</td><td>自然排水</td><td>土のう G（H=260mm）</td></tr><tr><td>1号開渠（5）</td><td>自然排水</td><td>土のう H（H=520mm）</td></tr></tbody></table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況確認管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) 現場湧水量条件が想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。	施設名	想定湧水量	排水方法	備考	1号開渠（4）～（8）	Qmax= 6 m3/h 未満	自然排水		施設名	排水方法	備考	1号開渠（4）上流	自然排水	土のう F（H=520mm）	1号開渠（4）下流	自然排水	土のう G（H=260mm）	1号開渠（5）	自然排水	土のう H（H=520mm）	
施設名	想定湧水量	排水方法	備考																			
1号開渠（4）～（8）	Qmax= 6 m3/h 未満	自然排水																				
施設名	排水方法	備考																				
1号開渠（4）上流	自然排水	土のう F（H=520mm）																				
1号開渠（4）下流	自然排水	土のう G（H=260mm）																				
1号開渠（5）	自然排水	土のう H（H=520mm）																				
第6章 工事用地等																						
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地」という。）は図面のとおりである。																					

項 目	内 容	備考																																										
2. 工事用地等の使用及び返還	工事完了後土地の返還に当たっては、盛土の撤去等を行い、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者立会いのもとに承諾を得たうえ返還するものとする。																																											
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																																											
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。																																											
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。																																											
1. 規格及び品質	1) 補修材 ①ひび割れ充填用弾性シーリング材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th><th>試験方法</th><th>品質規格値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐久性区分</td><td>JIS A 1439 5.17</td><td>JISA5758 F-20LM 耐久性区分 8020 以上</td></tr> <tr> <td>強度保持率</td><td>JIS A 1439 5.9</td><td>強度保持率 60%以上 (水中浸漬/標準)</td></tr> </tbody> </table> 照査方法の詳細は農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】による ②ひび割れ補修用成型ゴム <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th><th>照査方法</th><th>品質規格値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紫外線による劣化</td><td>JIS K 6266 (キセノン式4,000時間又はサンシャイン式2,400時間)</td><td>ひび割れ、変色等がないこと</td></tr> <tr> <td>オゾンによる劣化</td><td>JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96時間、50%引張歪み)</td><td>JIS K 6259 付属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする</td></tr> <tr> <td>成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)</td><td>目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)</td><td>FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(力は引張歪み)が働かないこと</td></tr> <tr> <td>伸び変化率</td><td>JIS K 6257 (70℃、96時間)</td><td>伸び変化率-20%以内</td></tr> <tr> <td>外力に対する安定</td><td>目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)</td><td>1.0N/mm² (MPa) 以上</td></tr> <tr> <td rowspan="6">接着材の付着強さ</td><td rowspan="6">JSCE-K 561 準拠 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数 は20サイクル)</td><td>各試験条件における付着強度</td></tr> <tr> <td>標準条件 1.5N/mm² 以上</td></tr> <tr> <td>多湿条件 1.5N/mm² 以上</td></tr> <tr> <td>低温条件 1.5N/mm² 以上</td></tr> <tr> <td>水中条件 1.5N/mm² 以上</td></tr> <tr> <td>乾湿繰返し条件 1.0N/mm² 以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">成型ゴムの圧縮永久歪み試験</td><td rowspan="2">JIS K 6262 (70℃、24時間、25%圧縮)</td><td>30%以内</td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td>水圧による漏水</td><td>目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水圧0.1Mpa、水圧保持時間3分間)</td><td>漏水が認められないこと</td></tr> </tbody></table>	品質項目	試験方法	品質規格値	耐久性区分	JIS A 1439 5.17	JISA5758 F-20LM 耐久性区分 8020 以上	強度保持率	JIS A 1439 5.9	強度保持率 60%以上 (水中浸漬/標準)	品質項目	照査方法	品質規格値	紫外線による劣化	JIS K 6266 (キセノン式4,000時間又はサンシャイン式2,400時間)	ひび割れ、変色等がないこと	オゾンによる劣化	JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96時間、50%引張歪み)	JIS K 6259 付属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする	成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(力は引張歪み)が働かないこと	伸び変化率	JIS K 6257 (70℃、96時間)	伸び変化率-20%以内	外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.0N/mm ² (MPa) 以上	接着材の付着強さ	JSCE-K 561 準拠 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数 は20サイクル)	各試験条件における付着強度	標準条件 1.5N/mm ² 以上	多湿条件 1.5N/mm ² 以上	低温条件 1.5N/mm ² 以上	水中条件 1.5N/mm ² 以上	乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上	成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JIS K 6262 (70℃、24時間、25%圧縮)	30%以内		水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水圧0.1Mpa、水圧保持時間3分間)	漏水が認められないこと	
品質項目	試験方法	品質規格値																																										
耐久性区分	JIS A 1439 5.17	JISA5758 F-20LM 耐久性区分 8020 以上																																										
強度保持率	JIS A 1439 5.9	強度保持率 60%以上 (水中浸漬/標準)																																										
品質項目	照査方法	品質規格値																																										
紫外線による劣化	JIS K 6266 (キセノン式4,000時間又はサンシャイン式2,400時間)	ひび割れ、変色等がないこと																																										
オゾンによる劣化	JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96時間、50%引張歪み)	JIS K 6259 付属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする																																										
成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(力は引張歪み)が働かないこと																																										
伸び変化率	JIS K 6257 (70℃、96時間)	伸び変化率-20%以内																																										
外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.0N/mm ² (MPa) 以上																																										
接着材の付着強さ	JSCE-K 561 準拠 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数 は20サイクル)	各試験条件における付着強度																																										
		標準条件 1.5N/mm ² 以上																																										
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上																																										
		低温条件 1.5N/mm ² 以上																																										
		水中条件 1.5N/mm ² 以上																																										
		乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上																																										
成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JIS K 6262 (70℃、24時間、25%圧縮)	30%以内																																										
水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水圧0.1Mpa、水圧保持時間3分間)	漏水が認められないこと																																										

項 目	内 容	備考																														
2. 見本又は資料提出	照査方法の詳細は農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】による ③断面修復材（ポリマーセメントモルタル）																															
	<table><tr><th>品質項目</th><th>照査方法</th><th>品質規格値</th></tr><tr><td>付着強さ</td><td>JSCE-K 561 乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル</td><td>標準条件、多湿条件、低温条件：1.5N/mm2 以上 水中条件、乾湿繰り返し条件、温冷繰り返し条件：1.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>圧縮強度試験</td><td>JSCE-K 561（28 日間養生）</td><td>21.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>長さ変化率</td><td>JIS A 1129</td><td>0.05%以下</td></tr><tr><td>中性化速度</td><td>JIS A 1153（4 週間）</td><td>中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√年以下)</td></tr></table>	品質項目	照査方法	品質規格値	付着強さ	JSCE-K 561 乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル	標準条件、多湿条件、低温条件：1.5N/mm2 以上 水中条件、乾湿繰り返し条件、温冷繰り返し条件：1.0N/mm2 以上	圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日間養生）	21.0N/mm2 以上	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下	中性化速度	JIS A 1153（4 週間）	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√年以下)																
	品質項目	照査方法	品質規格値																													
	付着強さ	JSCE-K 561 乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル	標準条件、多湿条件、低温条件：1.5N/mm2 以上 水中条件、乾湿繰り返し条件、温冷繰り返し条件：1.0N/mm2 以上																													
	圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日間養生）	21.0N/mm2 以上																													
	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下																													
	中性化速度	JIS A 1153（4 週間）	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√年以下)																													
	照査方法の詳細は農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】による																															
	2) 表面被覆材																															
	①無機系被覆材																															
<table><tr><th>品質項目</th><th>照査方法</th><th>品質規格値</th></tr><tr><td>中性化速度</td><td>JIS A 1153 (4 週間)</td><td>中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√t(年)以下)</td></tr><tr><td rowspan="7">付着強さ</td><td rowspan="7">JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル)</td><td>各試験条件における付着強度</td></tr><tr><td>標準条件</td><td>1.5N/mm2 以上</td></tr><tr><td>多湿条件</td><td>1.5N/mm2 以上</td></tr><tr><td>低温条件</td><td>1.5N/mm2 以上</td></tr><tr><td>水中条件</td><td>1.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>乾湿繰り返し条件</td><td>1.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>温冷繰り返し条件</td><td>1.0N/mm2 以上</td></tr><tr><td>圧縮強度</td><td>JSCE-K 561（28 日養生）</td><td>21.0 N/mm2 以上</td></tr><tr><td>長さ変化率</td><td>JIS A 1129</td><td>0.05%以下</td></tr><tr><td>摩耗深さ</td><td>表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)</td><td>標準供試体に対する平均摩耗深さの比： PCM1.5 以下中性化深さ 5mm 以下中性化 速度係数 18mm/√t(年) 以下</td></tr></table>	品質項目	照査方法	品質規格値	中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√t(年)以下)	付着強さ	JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル)	各試験条件における付着強度	標準条件	1.5N/mm2 以上	多湿条件	1.5N/mm2 以上	低温条件	1.5N/mm2 以上	水中条件	1.0N/mm2 以上	乾湿繰り返し条件	1.0N/mm2 以上	温冷繰り返し条件	1.0N/mm2 以上	圧縮強度	JSCE-K 561（28 日養生）	21.0 N/mm2 以上	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比： PCM1.5 以下中性化深さ 5mm 以下中性化 速度係数 18mm/√t(年) 以下		
品質項目	照査方法	品質規格値																														
中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)	中性化深さ 5mm以下 (中性化速度係数 18mm/√t(年)以下)																														
付着強さ	JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰り返し回数は10 サイクル)	各試験条件における付着強度																														
		標準条件	1.5N/mm2 以上																													
		多湿条件	1.5N/mm2 以上																													
		低温条件	1.5N/mm2 以上																													
		水中条件	1.0N/mm2 以上																													
		乾湿繰り返し条件	1.0N/mm2 以上																													
		温冷繰り返し条件	1.0N/mm2 以上																													
圧縮強度	JSCE-K 561（28 日養生）	21.0 N/mm2 以上																														
長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下																														
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比： PCM1.5 以下中性化深さ 5mm 以下中性化 速度係数 18mm/√t(年) 以下																														
照査方法の詳細は農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】による																																
受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																																
2. 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																															
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>断面修復材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>ポリマーセメント</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>カタログ、試験成績書、ミルシート</td></tr><tr><td>成型ゴム目地、同接着剤</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他材料</td><td>カタログ又は試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	断面修復材	カタログ、試験成績書	ポリマーセメント	カタログ、試験成績書	鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート	成型ゴム目地、同接着剤	カタログ、試験成績書	その他材料	カタログ又は試験成績書等																			
材 料 名	提 出 物																															
断面修復材	カタログ、試験成績書																															
ポリマーセメント	カタログ、試験成績書																															
鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート																															
成型ゴム目地、同接着剤	カタログ、試験成績書																															
その他材料	カタログ又は試験成績書等																															

項 目	内 容		備考																					
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																							
	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>断面修復材</td><td>空袋数量</td><td>施工完了後に空袋確認</td></tr><tr><td>ポリマーセメント</td><td>空袋数量</td><td>施工完了後に空袋確認</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>アンカー</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>目地成型ゴム</td><td>外観、形状、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr></table>			材料名	検査・試験項目	備考	断面修復材	空袋数量	施工完了後に空袋確認	ポリマーセメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認	鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査	アンカー	外観・寸法	搬入時 抽出検査	目地成型ゴム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査	その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査
材料名	検査・試験項目	備考																						
断面修復材	空袋数量	施工完了後に空袋確認																						
ポリマーセメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認																						
鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査																						
アンカー	外観・寸法	搬入時 抽出検査																						
目地成型ゴム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査																						
その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査																						
第9章 施工																								
1. 一般事項																								
(1) 水準点等	本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。																							
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																							
	<table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期（一般監督）</th><th>遠隔監視</th><th>備考</th></tr><tr><td>下地処理（試験施工）</td><td>高圧洗浄状況 単軸引張試験</td><td>試験施工時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>下地処理</td><td>単軸引張試験</td><td>初期施工段階</td><td></td><td></td></tr></table>			工 種	確認内容	確認時期（一般監督）	遠隔監視	備考	下地処理（試験施工）	高圧洗浄状況 単軸引張試験	試験施工時			下地処理	単軸引張試験	初期施工段階								
工 種	確認内容	確認時期（一般監督）	遠隔監視	備考																				
下地処理（試験施工）	高圧洗浄状況 単軸引張試験	試験施工時																						
下地処理	単軸引張試験	初期施工段階																						
2. 再生資源等の利用																								
(1) 建設副産物	1) 受注者は、建設発生土の搬入、搬出にあたっては、あらかじめ法令及び共通仕様書で規定されている事項を確認の上、再生資源利用促進計画を作成し発注者への提出・説明を行うものとする。 2) 受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。																							
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																							
	<table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>大林道路(株)</td><td>加東市天神字北山 1228 番 39</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>最終処分場</td></tr><tr><td>建設発生土（砂質土、礫質土）</td><td>ハットリ(株)</td><td>加東市平木字御獄山 1310-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr></table>			建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（無筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番 39	8:00～ 17:00	再資源化施設	廃プラスチック	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	最終処分場	建設発生土（砂質土、礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木字御獄山 1310-1	8:30～ 16:30	再資源化施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																				
コンクリート殻（無筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番 39	8:00～ 17:00	再資源化施設																				
廃プラスチック	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	最終処分場																				
建設発生土（砂質土、礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木字御獄山 1310-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																				

項 目	内 容	備考																					
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用	
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																					
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																					
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																					
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																					
5. 水路補修																							
(1) 一般事項	補修工の施工に当たっては、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル」に記載の施工方法を参考に施工を行うものとする。																						
(2) 補修範囲の 確認	補修範囲は下地処理完了後、図面に示す各補修の位置及び範囲を確認するものとし、補修展開図に記載のない、ひび割れ、浸入水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修展開図に追補するとともに、写真等を記録するものとする。なお、補修箇所について、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。																						
(3) ひび割れ 補修工	1) ひび割れ補修工については、ひびわれ幅0.2mm以上のひび割れを対象とする。 2) ひび割れ補修工は、図面に基づきUカットを行い弾性シーリング材を用いた充填工法により施工を行うものとする。 3) ひび割れ補修工の施工に当たって、切削部清掃、充填材に適したプライマーの塗布、養生等を実施するものとする。 4) ひび割れ箇所からの漏水がある場合は、止水セメントにより充填を行うものとし、必要に応じて導水パイプ等の設置を行うものとする。 5) ひび割れ幅1.0mm以上のひび割れで伸縮応力の影響による箇所については、成型ゴム目地による補修を行うものとする。																						
(4) 断面補修工	1) 鉄筋露出箇所は、鉄筋背面まで既設コンクリートをはつり、ワイヤブラシ等で入念に錆落しを行った上で清掃し、鉄筋に防錆剤を塗布するものとする。なお、内部鉄筋の腐食がある場合は、劣化部の範囲よりも多少広めにはつり施工を行うものとする。 2) 断面修復面は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとし、修復厚さが3cm以上の場合は、1層仕上がり厚さ3cm以内で複数層に分けて施工するものとする。また、使用する修復材に適合するプライマーを塗布するものとする。 3) 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、事前に養生方法等について監督職員の承諾を得るものとする。																						
(5) 表面被覆工	①下地処理 下地処理工は、高圧洗浄機等を用い、コンクリート表面の汚泥、苔類の付着物及び脆弱部の除去を行うものとする。なお、脆弱部の殻は集積し、適正な処理を行うものとする。 洗浄水圧は次のとおり想定しているが所定の付着強度が確保できる洗浄圧を試験施工（特別仕様書第9章（6）試験施工）により確認するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>施工箇所</th><th>洗浄水圧</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開渠部</td><td>側壁</td><td>3.0MPa</td></tr> </tbody> </table>	施設名	施工箇所	洗浄水圧	開渠部	側壁	3.0MPa																
施設名	施工箇所	洗浄水圧																					
開渠部	側壁	3.0MPa																					

項 目	内 容			備考
(6) 試験施工		水路橋	底版	3 0MPa
		暗渠部	側壁	3 0MPa
			底版	1 0 0MPa
	また、「(6)試験施工」による洗浄排水のpH測定結果が、以下の基準を満たさない場合は、排水を回収しノッチタンクにて凝集剤等により適正なPH処理を行うこととし、契約変更の対象とする。 処理後の排水基準　：水素イオン濃度（pH）　5.8 以上8.6 以下			
	②表面被覆工			
	1) 下地処理等に伴う不陸（凹凸）の調整は、表面被覆材で一体的に施工を行うものとする。			
	2) 表面被覆工の被覆材、施工方法は無機系被覆材とし、使用材料、被覆材の配合、施工方法について監督職員の承諾を得るものとする。			
	3) 既設水路躯体から湧水等がある場合は、止水処理又は導水処理を行うものとする。また、表面被覆後に影響が生じるおそれのあるひび割れ等が発見された場合は、監督職員に報告するものとする。			
	4) 下地処理後の水路躯体と表面被覆材の付着力を確保するため、必要に応じて専用プライマーを使用するものとする。			
	5) 被覆材は、所定の配合にしたがって練混ぜ、吹付後は金コテ等により平坦に仕上げるものとする。			
6) 表面仕上げ後、乾燥ひび割れ、浮き等の変状が生じないよう、適切な養生を行うものとする。 なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、事前に養生方法等について監督職員の承諾を得るものとする。				
表面被覆工の下地処理に先立ち、洗浄圧、付着強度及び摩耗（凹凸）量を確認するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。				
1) 試験施工は、以下の項目を実施するものとし、事前に実施位置、試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。				
2) 詳細な試験位置については、監督職員と打ち合わせるものとする。なお、試験箇所について追加する場合がある。				
	試験箇所	側壁下地処理	底版下地処理	
	1号開渠（5）　　1 地点	左右各 1 箇所 各1.0m×1.0m程度	底版 1 箇所 1.0m×1.0m程度	
	1号開渠暗渠部（2）　1 地点	同上	同上	
	確認項目	調査（試験）方法	規格値	
	試験水圧	各箇所 30Mpa、100Mpa、180Mpa	1 箇所あたり 1 分程度 の洗浄を実施	
	凹凸量調査	0.8m×0.8m 測線間隔4cm格子毎に凹凸量 を計測	—	
	付着強さ確認	単軸引張試験 1 箇所あたり 3 点実施	側壁: 各々の値が1.0n/mm2以上 底版: 3 個の平均値が1.0n/mm2以上かつ、個々の値が0.85n/mm2以上	
第10章 施工管理	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。			
1. 主任技術者等の資格	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合			
2. 施工管理				

項 目	内 容			備考
(1) 工程管理	は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。			
(2) 施工管理の追加項目	水路補修 ①出来形管理			
	工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
	下地処理	外観	表面被付着物がなく、骨材表面が露出し、劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね50m～100m ごとに1箇所、目視確認
	表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	基準値： 側壁 +3mm、-0mm 底版 +7mm、-0mm 規格値 側壁 -0mm 底版 -0mm	施工延長概ね50m ごとに1箇所 1箇所につき左右側壁及び底版の3点
		外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね50～100m ごとに1箇所、目視確認
		面積	基準値：－ 規格値： 施工面積≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）
	断面修復工	長さ	基準値： +5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所
		幅	基準値： +5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所
		厚さ	基準値： +5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点 但し、小規模補修（概ね1m ² 未満）は1点
		外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所、目視確認
		面積	基準値：－ 規格値： 施工面積≥設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）
	ひび割れ充填工	延長	基準値及び規格値： -0mm	各補修箇所
		溝はつり幅	基準値及び規格値： -0mm	各補修箇所 但し、1箇所当たりの施工延長が10m 以上の場合、施工延長概ね10m ごとに1箇所
		溝はつり深さ	基準値及び規格値： -0mm	各補修箇所 但し、1箇所当たりの施工延長が10m 以上の場合、施工延長概ね10m ごとに1箇所

項 目	内 容				備考
		充填量	基準値及び規格値： 設計量以上	充填総量	
	目地成型ゴム挿入工法 (ひび割れ補修)	切削幅	基準値：+0mm、－2mm 規格値：+0mm	各補修箇所 測定位置は左右側壁中央付近及び底板中央付近の計3箇所	
		切削深さ	基準値及び規格値： －0mm	各補修箇所 測定位置は左右側壁中央付近及び底板中央付近の計3箇所	
		延長	基準値及び規格値： －0mm	各補修箇所	
		外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	各補修箇所	
	②撮影記録による出来形管理				
	工 種		撮影基準	撮影箇所	
	下地処理		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底板）	
	表面被覆工 (無機系)		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況 左右側壁及び底板において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値	
			全1回	材料の総使用量	
	ひび割れ補修工 (目地成型ゴム挿入工法)	切削工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底板）、水路側壁外からの湧水部がある場合は、止水又は導水の状況	
		目地設置	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、補修箇所の延長	
			全1回	材料（プライマー、塗布材、成型ゴム等）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）	
	ひび割れ補修工 (充填工法)		施工（水路）延長概ね50mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、各補修箇所の延長、補修箇所の溝はつりの幅と深さ	
			全1回	材料の総使用量	
	断面修復工		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況 断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況	
			全1回	材料の総使用量	
	断面修復工（鉄筋処理）		施工箇所毎	防錆処理状況	

項 目	内 容					備考
	③品質管理					
	工種	試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値	試験 (測定) 基準	
	下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上	下地処理後 500m ² ごとに 3 箇所（左右側壁及び底版）、1 箇所当たりの試験数は 3 点	
	表面被覆工（無機系）	圧縮強度（材齢 28 日）	JSCE-K 561	18.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに 1 回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を 1 回につき 3 本採取 作製後 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃の水中養生	
		付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² ごとに 3 箇所（左右側壁及び底版）、1 箇所当たりの試験数は 3 点	
	断面修復工	圧縮強度（材齢 28 日）	JSCE-K 561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² ごとに 1 回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を 1 回につき 3 本採取 作製後 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃の水中養生	
第 11 章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 転石の出現 3) 湧水の出現 4) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 5) 第三者による事業の妨害等の発生 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項					
第 12 章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。					
第 13 章 その他	工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 2) 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）					
1. 電子納品						

項 目	内 容	備考										
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。											
4. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正を行わず		4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											

項 目	内 容	備考
第14章 定めなき事項	に減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	